

明星大学における内部質保証に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、明星大学及び明星大学大学院（以下「本学」という。）における内部質保証について必要な事項を定めるものとする。

(内部質保証の目的・定義)

第2条 本学における「内部質保証」とは、明星大学学則（昭和39年4月1日）第1条、明星大学大学院学則（昭和46年4月1日）第1条、明星大学通信教育部学則（昭和42年4月1日）第1条及び明星大学通信制大学院学則（平成11年4月1日）第1条に掲げる目的の実現に向けて、本学の教育研究活動等について不断に自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に努め、これによって本学の教育研究等が適切な水準にあることを自らの責任において説明・保証する恒常的・継続的プロセスのことをいう。

(内部質保証の推進体制)

第3条 本学は、前条を実現するため、自主的・自律的な自己点検・評価を基盤として内部質保証を推進する。

2 本学の内部質保証を推進するため、学長の下に、明星大学内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。

(内部質保証推進委員会)

第4条 内部質保証推進委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 副学長
 - (2) 学苑・大学事務局長
 - (3) 学苑・大学企画局長
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員長は、学長が指名した副学長とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 内部質保証推進委員会の事務は、企画ユニットが行う。

(内部質保証推進委員会の任務)

第5条 内部質保証推進委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続の策定
- (2) 内部質保証システムの整備、運用、検証及び改善方針の立案
- (3) 自己点検・評価の基本方針の策定及び自己点検・評価項目等の設定
- (4) 自己点検・評価に対する全学的な観点からの支援
- (5) 自己点検・評価結果に基づく全学的な観点からの検証、改善方法の検討及び学長への提案
- (6) その他、内部質保証、自己点検・評価に係る重要事項の策定及び推進

(部会)

第6条 自己点検・評価結果に基づく検証及び改善方法の検討を全学的な観点から行うため、内部質保証推進委員会に、次の各号に定める部会を置くことができる。

- (1) 教務部会
 - (2) 学生生活部会
 - (3) 入試部会
- 2 教務部会は、全学教務委員会の構成員をもって組織する。
- 3 学生生活部会は、全学学生生活委員会の構成員をもって組織する。
- 4 入試部会は、全学入試運営委員会の構成員をもって組織する。
- 5 第1項の各号に定めるもののほか、委員長が必要と認めたとき、部会を置くことができる。

(自己点検・評価委員会)

第7条 内部質保証推進委員会の下に、明星大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

2 自己点検・評価委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(委任)

第8条 この規程の定めるもののほか必要な事項については、学長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2021年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。